

令和2年 第10回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和2年9月29日（火）

午前10時00分から

場 所：八千代市役所別館2階第1会議室

八千代市選挙管理委員会

令和2年 第10回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市役所別館2階第1会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 江波戸勝	次長 小杉直子
	主査補 野口聖洋	主事 中西悠輔
5 会議の議案	第1号 選挙管理委員会委員長の選出について (選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について) 第2号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて 第3号 選挙人名簿から抹消することについて 第4号 在外選挙人名簿から抹消することについて	
6 閉会時刻	午前10時30分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
局 長	<p>定刻となりましたので、ただいまから八千代市選挙管理委員会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご承知のとおり、昨日、総括審議を終え閉会しました9月議会の8月28日開会日に選挙が行われ、本日は改選後初の委員会でございます。</p> <p>本日の議案につきましては、お手元の付議議案のとおりでございますが、議題に入ります前に、本日の委員会の招集等の手続きについて申し上げます。</p> <p>八千代市選挙管理委員会規程第7条第4項の規定に基づき、委員全員の改選後、最初に行われる委員会の招集は、前委員長が行うこととなっております。</p> <p>このため、本日の委員会は、周郷前委員長を招集権者として招集させていただきます。</p> <p>次に委員会の議長につきましては、同規程第9条の規定により委員長が務めることとなっておりますが、改選後、委員長が決まっておりますので、同規程第3条第2項の規定により、委員の改選後、新たに委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととされております。</p> <p>従いまして、年長者となる周郷委員に、新たな委員長が選挙で選出されるまでの間、委員長の職務として、臨時議長を務めていただくことにつきましても、ご理解をお願いいたします。</p> <p>それでは、周郷委員、議長をお願いいたします。</p>
周郷臨時議長	<p>委員長が選挙されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行い、かつ、議長となるとされておりますので、私が臨時議長を務めさせていただきます。</p> <p>皆様のご協力をお願いいたします。</p>
周郷臨時議長	<p>ただいまの出席委員は全員であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日招集されました令和2年第10回八千代市選挙管理委員会は成立しました。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、委員長及び委員会において指定した委員1人が会議録に署名していただくこととなります。</p> <p>本日の会議録署名委員は、廣川委員を指名させていただきます。</p>
周郷臨時議長	<p>議案第1号「選挙管理委員会委員長の選出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>配付させていただきました「付議議案」の議案第1号をご覧ください。</p> <p>議案第1号「選挙管理委員会委員長の選出について」選挙管理委員の任期満了に伴い、地方自治法第187条第1項の規定により選</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>挙管理委員会の委員長の選出を求める。  令和2年9月29日提出  八千代市選挙管理委員会 委員 周郷文雄  以下、委員長の選出方法についてご説明いたします。  地方自治法第187条第1項の規定により、委員長は委員の中から選挙することとなっております、八千代市選挙管理委員会規程第2条の規定で、委員長の選挙についての定めがございます。一つは、投票による方法として、無記名により投票を行い、有効投票の最多数を得た委員を当選人とする方法であります。  また、もう一つは、委員の皆さんに異議がないときは、指名推選による方法を用いることができるものであります。  この場合、被指名人を当選人と定めるときは、委員全員の同意を必要とするものであります。  以上でございます。</p>
周郷臨時議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、委員長の選出方法については、無記名の投票によるか、又は指名推選による方法となります。  どちらの方法とするか協議していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
廣川 委員	指名推選で良いのではないのでしょうか。
周郷臨時議長	指名推選とのご意見がありましたが、指名推選の方法でご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷臨時議長	<p>ご異議がないようですので、委員長の選出方法につきましては、指名推選によることに決定いたしました。  それでは、どなたかご推薦いただけますでしょうか。</p>
廣川 委員	周郷委員さんが、よろしいのではないのでしょうか。
周郷臨時議長	委員長に、私、周郷とのことですが、よろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし
周郷臨時議長	<p>ご異議なしとのことですので、私が委員長を務めさせていただきます。  これで、委員長の選出に関する議事は終わらせていただきます。  ご協力ありがとうございました。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。  それでは、周郷新委員長には、引き続き議長席にお着きいただきます。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>ここで、委員長とされました周郷委員長にご挨拶をお願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>本日は、委員の皆様から委員長にとのご推挙をいただき、一段と身の引き締まる思いであります。</p> <p>現在、投票率は、低い状況にあります。</p> <p>また、コロナウイルスにつきましては、これからどのようなようになるかわからない状況ですが、選挙の管理執行に大きな影響があることを十分考えていかなければならないと思っております。</p> <p>このような認識で、委員長を引き受けることになりましたが、選挙管理委員会の使命は、公正で正確な選挙の管理執行であり、有権者の一票を適確に政治にとどけることであると認識しております。</p> <p>この使命を達成するためには、選挙管理委員、及び事務局職員、並びに選挙事務に従事する職員、一丸となって取り組まなければならないと考えております。</p> <p>本日、委員の胸章を配布いただきましたが、私も12年間つけさせていただき、様々な面で責任を感じました。</p> <p>胸章につきましては、対外的に委員の身分を表すものですが、公正な選挙を執行するという責任を私たちが担うということで、配布されたと思っております。</p> <p>任期中、皆様のお力をいただくとお思いますので、ご支援の程よろしくをお願いいたします。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員長が決定いたしましたので、次に関連する内容といたしまして、委員長の職務代理者を指定することについて、議事進行をお願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>それでは、委員長の職務代理者の指定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>委員長の職務代理者につきましては、八千代市選挙管理委員会規程第5条第1項の規定により、委員長の職務を代理する者をあらかじめ委員長が指定することになっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、職務代理者につきましては、委員長である私から廣川委員さんを指定することにさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p>
廣川 委員	<p>承知いたしました。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>ありがとうございました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第2号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めること</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>について」と議案第3号「選挙人名簿から抹消することについて」は、関連する議題となりますので一括して審議を行います。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第2項の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転をする者を、次のとおり定める。 令和2年9月29日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>議案第3号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第3号の規定により、選挙人名簿から抹消する者を、次のとおり定める。 令和2年9月29日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第30条の4第2項の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転は、最終住所地の選挙人名簿に登録されている者で、国外に住所を有するものについて行うとされております。 つきましては、議案第2号のとおり1名の方を移転するものです。 なお、同時に、同法第28条第3号の規定により、在外選挙人名簿への登録の移転をするときは、直ちに選挙人名簿から抹消しなければならないとされておりますので、議案第3号のとおり1名の方を抹消するものです。 これより、申請書、意見書等の関係書類をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号及び議案第3号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」及び議案第3号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第4号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	事務局より説明願います。
局 長	<p>議案第4号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。</p> <p>令和2年9月29日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。</p> <p>つきましては、議案の2名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。</p> <p>なお、令和2年第9回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に、議案第2号で可決した1名を加え、この抹消する者2名を除いた登録者数は、男85名、女85名、計170名となります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第4号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。</p> <p>この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
	<p>《事務局から》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年八千代市議会第3回定例会について</li> <li>・明るい選挙啓発ポスター・標語作品について</li> </ul>
周郷委員長	これをもちまして、令和2年第10回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。